

広島の「食」による観光キャンペーン業務 公募型プロポーザル説明書

1 委託業務内容

- (1) 業務名
広島の「食」による観光キャンペーン業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和8年9月30日（火）まで
- (3) 業務内容
別紙「広島の「食」による観光キャンペーン業務基本仕様書」のとおり。
- (4) 本業務に係る費用
本業務の委託限度額は、14,372千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 支払条件
業務完了年度ごとの分割払い
- (6) 契約担当
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所 本庁舎5階）
広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当内
広島「食」の観光キャンペーン実行委員会（以下、「実行委員会」という。）事務局
TEL 082-504-2767 FAX 082-504-2253
E-Mail kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (5) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 公募型プロポーザル参加申込み

- (1) 申込期間
公示日から令和7年7月15日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記1(6)に同じ。
- (3) 提出方法
公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記1(6)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 参加資格確認結果の通知

令和7年7月17日（木）までに参加資格確認結果を通知する。

4 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年7月22日（火）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記1(6)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記4(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(6)において、令和7年7月30日（水）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和7年7月30日（水）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「広島の「食」による観光キャンペーン業務 企画提案書」と記載するとともに、社名を記載すること（ただし、社名の記載は正本のみとし、副本には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。）。

企画提案書に記載する内容は、以下(2)、(3)のとおりとする。なお、企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(2) 業務体制、類似事業等に関する業務実績

ア 業務体制

業務従事者を明記した体制を示す資料を作成すること。

なお、業務従事者のうち責任者については、役職、職歴等を記載すること。

イ 類似事業等に関する業務実績

実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること。

ウ 業務スケジュール

業務ごとのスケジュールを記載すること。

(3) 企画提案の内容

ア 参加型周遊イベントの企画及び運営

(ア) 各キャンペーンにおけるイベントのコンセプト、テーマ、展開イメージ等について説明し、ターゲットに訴求する理由とともに、企画内容を記載すること。

(イ) 対象店舗の募集から、イベント実施までの流れを記載すること。

(ウ) イベントに対する参加意欲の向上につながる工夫を理由とともに記載すること。

(エ) スタンプラリーを実施するデジタル媒体（スマートフォン）等でのイベント参加時の画面イメージを、図等を用いて例示すること。

(オ) 景品等を用いる場合は、景品の候補や当選数等を記載すること。

イ 参加型周遊イベントに係るプロモーションの実施

(ア) イベント参加を促すことを目的としたプロモーションの実施内容を記載すること。

(イ) 特設サイトやポスター、パンフレット、のぼり等の内容やデザインについて、イメージ図を用いて記載すること。

ウ SNSを活用した情報発信

- (ア) SNSアカウントの記事投稿について、ターゲットに対して効果的に訴求できる企画構成やコンセプトを記載すること。
- (イ) 投稿する観光素材の選定例や選定する根拠を、投稿計画とともに記載すること。
- (ウ) 具体的な投稿案（写真・記事・#ハッシュタグ）を1案作成し、この投稿案がなぜターゲットへの訴求やフォロワー数の増加に効果的と考えるかについての理由を併せて記載すること。
- (エ) SNSを活用したキャンペーンの実施内容（実施期間、広報方法等）について、ターゲットへの訴求方法を含めて記載すること。
- (オ) キャンペーンによるSNSアカウントのフォロワー増加数の目標値を根拠とともに記載すること。

エ PRイベントの実施

キャンペーンごとのPRイベント（計4回）の内容及び開催場所の候補を記載すること。

オ カキを始めとする広島湾七大海の幸を活用した観光プログラムの企画

企画内容、方法及び期待できる効果等について記載すること。

カ その他の効果的な取組

当該業務に対し、より効果的となる独自提案の取組内容、方法及び期待できる効果等について記載すること。

キ 費用の内訳

業務に係る費用の内訳を記載すること。

(4) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦置き横書きとし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて15枚以内とする（資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさで3ツ折にすることとし、A4は両面又は片面いずれも可、A3は片面のみ可）。
プレゼンテーション時にプロジェクターで投影するスライドはA4版横置きでも可能とする（ただし、企画提案書の内容は同一のまま）。

ウ そ の 他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は実行委員会に帰属する。

(5) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和7年7月30日（水）正午

イ 前記1(6)に同じ。

ウ 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

6 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、実行委員会が行う。

(2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーション審査を実施する。

イ 実行委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙 受託候補者特定基準の合計得点（１００点満点）が、本市の求める最低基準（６０点）に達していない場合は受託候補者とししない。

また、合計得点が６０点以上であっても、「１業務体制、類似事例及び業務スケジュールの内容」の(1)業務体制（５点満点）、(2)類似事業等に関する業務実績（５点満点）、(3)スケジュール（５点満点）がそれぞれ、実行委員会の求める最低基準（３点）に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。なお、得点の第二順位以下の者も同様に最低基準（３点）に達していない場合は、受託候補者とししない。

ウ 得点と同じ者が２人以上いる場合には、実行委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

7 審査実施日及び審査結果

- (1) 全提案に対しプレゼンテーションによる審査を実施する。参加者による提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答を１者あたり１５～２０分程度行うことを予定している。追加資料の配付は認めない。
- (2) 審査実施予定日
令和７年８月２０日（水）に広島市内で開催することを予定しており、詳細については別途参加者に通知する。
- (3) 審査結果
審査結果は、審査後速やかに、全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
ア 保険会社との間に実行委員会を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
イ 過去２年間に国又は地方公共団体、実行委員会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約をする。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の１００分の５）を支払うものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出期限後における企画提案書等の差替及び再提出は認めない。企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

- (5) 企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。
- (6) 公募に参加しようとする者は、実行委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

10 問合せ先

前記 1 (6)に同じ。